

## 多度津町農業委員会議事録

平成29年8月18日午前8時58分より午前9時57分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階第一会議室において開催する。

その状況は次のとおり

- |       |   |
|-------|---|
| 議案第1号 | 農地法第18条第6項の規定による通知および使用貸借解約通知について（報告）               |
| 議案第2号 | 農地法第5条の規定による許可申請について                                |
| 議案第3号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について            |
| 議案第4号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づく農用地利用配分計画案に対する意見の決定について |
| 報告    | その他   |

出席状況

出席委員

農業委員（13名）

議長	秋山義充
職務代理者（2番）	土田敏雄
職務代理者（3番）	大島弘
5番委員	斯波明美
6番委員	塩入達彦
7番委員	香川篤均
8番委員	亀山均
9番委員	大谷泰則
10番委員	三野敏彦
11番委員	横關幹夫
12番委員	矢野和幸
13番委員	松浦俊正
14番委員	中村稔

農地利用最適化推進委員（8名）

1番委員	堀家徹
2番委員	塚本繁造
3番委員	大西和芳
4番委員	山地正夫
5番委員	松岡安男
6番委員	篠原壽雄
7番委員	村井文数
8番委員	松井求

欠席委員

農業委員（1名）

4番委員	山崎義行
------	------

農地利用最適化推進員（0名）

農業委員会事務局職員

事務局長	谷口 賢司
農地係長	吉田 清司
農地係	橋本 知子

## 審 議 内 容

事務局長

おはようございます。

ただいまより8月の定例会を開催いたします。

それでは、定例会開催に先立ちまして、産業課より代表いたしまして一言御礼を申し上げます。

今月5日に開催されました、たどつ夏まつりにご協力いただきまして、まことにありがとうございました。お手元にお配りしております当日の状況のとおり、夏野菜すくいは大好評でございました。来年の開催につきましては、今後皆様とご協議をさせていただきたいと思っております。

また、教育課の教育長のほうには、地産地消の見せ方として、こういった取り組みもあるんじゃないですかというような提案もしております。

また、多度津町観光協会より、協力金を5,000円いただきましたので、皆さんのお茶代の通帳に積み立てることにいたしておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより多度津町農業委員会定例会を開催いたします。

本日は、定例会終了後に、遊休農地調査に係る勉強会を開催いたします。事務的な説明を行った後に、マイクロバスに乗車して現地確認等を行っていただきます。勉強会は、時間にして2時間程度を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、開催に当たりまして、秋山会長よりご挨拶申し上げます。

会長

おはようございます。

余り言いたくないんですけど、もう連日厳しい暑さということで、作業のほうも暑さ対策、熱中症対策と非常に苦勞するところがございますが、委員の皆様方には何かとご多用の中、ご出席いただきましてありがとうございます。

先ほど、局長のほうからも言われておりましたが、夏祭りの夏野菜の件ですが、皆さんの協力を非常にいただきまして、非常にたくさんの品物が、400点以上とかという数になって、非常に盛況だったということで、私のほうからも御礼申し上げます。ありがとうございました。

それから、今から3年間ということで、新しくスタートするわけですが、農業委員会業務も非常に、先ほども言われましたように、現地でまた研修というようなことを含めまして、活動、事業ふえてきて大変かと思いますが、皆さんの協力を得ながら3年間円満なる運営ができますようよろしくお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、開会いたしたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

事務局長

ありがとうございます。

それでは、本日の農業委員会定例会の出欠でございます。山崎委員さんが所用のため欠席の連絡をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

次に、本会議の成立でございますが、出席委員は14名中13人でございますので、多度津町農業委員会規則第6条でございます過半数に達しておりますので、本会が成立していることをご報告いたします。

この後、小委員会のご報告でございますが、それに先立ちまして小委員会の開催につきまして少しご説明させていただきます。

小委員会につきましては、多度津町農業委員会運営覚書第5条第2項の規定により、小委員会に招集される者は会長、会長の職務代理者、農業委員1名、事務職員とする。ただし、会長は推進委員をオブザーバーとして招集することができるとなっております。このため今回より、会長、副会長2名、農業委員1名、推進委員1名、事務局2名の7名で開催させていただくことになりました。次回からも同様の体制で実施したいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議長の選出でございますが、多度津町農業委員会規則第4条に会長は議長となり議事を整理することになっておりますので、秋山会長にお願ひいたします。

審議に先立ちまして、会長にご確認させていただきたいことがございます。

オブザーバー推進委員の発言につきましては、多度津町農業委員会覚書第4条で推進委員が発言しようとするときは、会議の議長の許可を受けるものとする規定されておりますが、今後の定例会における推進委員の発言に対する議長の許可はいかがいたしましょうか。

議長

はい、認めるということで進めていただきたいと思います。

事務局長

それでは、今後とも従来どおりの自由な発言を許可することにさせていただきます。

それでは、秋山会長よろしくお願ひいたします。

議長

それではまず、署名委員の選出でございますが、慣例によりまして私のほうより指名させていただきます。山崎さんが欠席ということで、5番の斯波委員さん、6番の塩入委員さん、よろしくお願ひいたします。

それから、議案に入ります前に、昨日の小委員会の報告のほうを、これ事務局のほうからということで、昨日小委員会でこうしようというこ

とでございます。農業委員にお願いしようかということなんですわ。ほんで、山崎さんだけど欠席で、こういう場合には副会長といいますか、職務代理にお願いしようということなんで、土田さんよろしくお願ひします。

職務代理者（2番）

おはようございます。

きのう9時から小委員会、新体制で行いました。現地調査したんですが、別段とりたてて問題になるようなところは見当たりませんでしたので、ここに報告いたします。また、審議のほうはよろしくお願ひいたします。

以上です。

議長

ありがとうございます。

それでは、議案のほうに移らせていただきます。

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知および使用貸借解約通知についてを議題といたします。

事務局

議案書の1ページをごらんください。

【議案第1号1番2番について 議案書を基に朗読】

補足といたしまして、1番は解約後機構を通して貸借予定となっております。

2番の解約理由のその他についてですが、貸付人のお父さんが借受人に貸借したまま相続し、貸借関係が続いておりましたので、今回の転用を機にあわせて解約するということです。

以上です。

議長

1番、戦前の小作ということで、これも慣例に従いまして皆さん参考になるかということで、地元委員さん。

職務代理者（3番）

これは、山階の小原のほうですけどわたしのほうですけど、お父さんは亡しになっただけですけど、小作の人。息子さんももう70になるんで田んぼをせんということで、円満に戻したようになっております。もうシルバー1本で行くんやということで、農業をやめるということで農業廃止になっております。

議長

お金の動きのほうはどうなってる。

職務代理者（3番）

お金は、もうなしです。

議長

で、もう地主に返したということ。

職務代理者（3番）

はい、もう小作の人が戻して、0に戻したということです。

議長

ありがとうございます。

ということで、参考にさせていただきたいと思います。

議案第1号、報告案件ということでご理解いただきたいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について。

【議案第2号1番から6番について 議案書を基に朗読】

それでは、番号1番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきまして、都市計画法の用途地域内であることから、第3種農地であると判断しております。転用理由としては、分家住宅となっております、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は平成29年10月1日、工事完了が平成30年3月31日の予定となっておりますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、造成費等で合計2,500万円となっており、資金証明書を添付しています。転用面積については1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当しません。

続きまして、番号2番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきまして、農業振興地域の農地ではありますが、農用地とはなっていないいわゆる白地であり、第2種農地であると判断しております。転用理由として、分譲住宅となっております、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は平成29年10月10日、工事完了が平成32年10月9日となっておりますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、土地代、造成費等で合計3,000万円となっており、資金証明書を添付しております。転用面積については1,000平米以上のため、開発許可の協議に該当します。

番号3番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、都市計画法の用途地域内であることから、第3種農地であると判断しております。転用理由として、駐車場となっております、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は平成29年10月10日、工事完了が平成30年8月10日となっておりますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、土地代、造成費等で合計2,000万円となっており、資金証明書を添付しております。転用面積については1,000平米以上のため、開発許可の協議に該当します。

済いません、初めにちょっと説明、議案の訂正をさせて、ご連絡しとったらよかったです、済いませんよろしくお願いします。

番号4番の契約の内容、所有権移転売買となっておりますが、神社への寄附のため、ここについては「売買」を消しとっていただけませんか。「所有権移転」のみとなっております。売買ではありません。

それでは、番号4番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、都市計画法の用途地域内にあることから、第3種農地であると判断しております。転用理由として、駐車場となっております、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は平成29年10月10日、工事完了が平成30年3月31日となっております、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、土地代、造成費等は神社への寄附のため資金はかかりません。転用面積については1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当しません。

続きまして、番号5番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域の農地ではありますが、農用地とはなっていないいわゆる白地であり、第2種農地であると判断しております。転用理由として、歯医者診療所併用住宅となっております、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は平成29年10月1日、工事完了が平成30年9月30日となっておりますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、土地代、造成費等で合計1億4,000万円となっております、資金証明書を添付しております。転用面積については1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当しません。

続きまして、番号6番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域内の農用地でありましたが、4月に農振除外申請があり、県より異議なしとの回答を得ることから、第2種農地であると判断しております。転用理由として、車庫、駐車場となっております、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は平成28年9月1日、工事

完了が平成28年11月25日となっております。既に工事は完了しています。無断転用ですので、転用の確実性は認められています。また、付近の状況につきましても既に調整済みです。資金計画ですが、造成費等で合計560万円となっております。資金証明書を添付しております。転用面積については1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当しません。

以上、6件につきまして、今回の転用は集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障がないことなどから許可要件を全て満たしていると考えております。

以上です。

議長 ただいま事務局より説明がございましたが、皆さんのほうから何かご意見、ご質問等がございましたらご発言いただきたいと思っております。

これ6番、無断転用という記載はなしで行くん、県へ申請。

事務局 県に行くときは、添付資料の中で無断転用という形で入れます。

議長 そうでない、ペナルティー。

事務局 それで、始末書をつけて進達します。

議長 うちんとこへはせん。もうこういう横棒で行かせてもらうということ。どんなんかな、無断転用のぶんは要と思うけどな。

事務局 備考欄に入れときます。

議長 うん。県でも扱い方が違うけんな。

事務局 備考の日付の下ぐらいに、あの1行、無断転用という形で入れさせてもらいます。

議長 のほうがええと思うんや。どうかな。

事務局 わかりました。

議長 皆さんのほうからございませんか。

(なし の声あり)

ないようでございましたら、今回新しくスタートということで確認させていただきますが、採決のとり方、許可相当と認めますというところではございますが、承認という表現をさせていただきたいんですけどよろしいでしょうか。

(異議なし の声あり)

それでは、以後そういうことで承認と表現させていただきます。

それでは、議案第2号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

異議なしということで、議案第2号を承認いたします。



続きまして、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

よろしく申し上げます。

事務局

議案書の4ページをごらんください。

多度津町長より、農用地利用集積計画の決定を求められています。今回の申請は1件になり、次の議案第4号の農用地利用配分計画に関連しております。●●●●より香川県農地機構へ田1筆、1,087平米を平成29年9月1日から平成39年8月31日までの10年間、使用貸借権にて貸し付けいたします。

以上です。

議長

議案第4号とも関連するということでございます。議案第3号、質問等よろしいでしょうか。

(なし の声あり)

それでは、議案第3号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

特段なしということで、議案第3号を承認といたします。

続きまして、議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づく農用地利用配分計画案に対する意見の決定についてを議題といたします。

事務局

では、議案書の5ページをごらんください。

農業委員会において意見聴取することになっています。先ほどの議案第3号で、香川県農地機構が借り受けをした農地を●●●●に平成29年9月29日より平成39年8月31日までの9年11カ月貸し付けいたします。

以上です。

議長

議案第4号いかがでしょうか。特段問題ないかと思えますけど、質問等よろしいでしょうか。

(なし の声あり)

それでは、議案第4号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

問題なしということで、議案第4号を承認といたします。

続きまして、議案終了ということで、報告、その他を事務局よろしくお願いたします。

事務局長

事務局より報告いたします案件が、本日8点ほどございます。

1点目は、相続届について、2点目は8月提出分農振除外申し出について、3点目は相続税の納税猶予に関する適格者証明書について、4点

目は農業委員会名簿について、5点目は公務災害補償制度について、6点目は全国農業新聞の普及推進について、7点目は多度津町農業委員会の委員等の能率給支給要綱について、8点目は農業委員会活動記録簿についてでございます。

事務局  
議長

**【その他8点について事務局より説明】**

5分休憩ということで、また現地のほうへ研修に行くということで、ということで、全体もう、これで終わったわけですけど、またありましたら車の中とか現地で質問していただきたいと。それでは、長時間ありがとうございました。これで閉会いたします。